

信用保証協会と認定支援機関が連携して
資金繰りをサポートします！

モニタリング強化型 特別保証制度

POINT
01



定期的な状況把握

中小企業者が認定経営革新等支援
機関※と連携して、経営状況等を
月次で把握します

※中小企業等経営強化法第31条第1項の規定
に基づき、主務大臣の認定を受けた税理士・
金融機関等

POINT
02



モニタリングの実施

金融機関及び信用保証協会に経営
状況等を報告します

POINT
03



ニーズに応じた支援

経営状況の変化を早期に捉える
ことで、金融機関及び信用保証
協会による適時・適切な経営支援
等を提供します

期間限定

国からの保証料補助が受けられます！※令和9年3月31日保証申込分まで

ご利用
いただける方

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する方

※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限りです



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

制度概要

保証限度額	2億8,000万円
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金（運転資金、設備資金、借換資金）
申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 ※据置期間：運転資金は1年以内 設備資金・運転設備資金は3年以内
担保	必要に応じて徴求
保証人	必要に応じて徴求 ※法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	下表のとおり
添付書類	<ul style="list-style-type: none">信用保証協会所定の申込資料モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする

保証料率

令和9年3月31日までに保証申込した場合、適用される保証料率に応じて各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します

※条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となります

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23



本所
TEL.028-635-2121
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館